

新 旧 対 照 表

1. 下水道の名称

新潟市北部公共下水道

2. 排水区域

名 称	面 積	備 考
新潟市北部公共下水道	汚 水 (約 1,991ha) 約 2,027ha	新潟松浜処理分区 (約 174ha) 約 197ha 新潟太夫浜処理分区 約 273ha 新潟新崎処理分区 (約 254ha) 約 216ha 新潟南浜処理分区 (約 91ha) 約 139ha 新潟東港処理分区 (約 423ha) 約 457ha 豊栄木崎第1処理分区 約 79ha 豊栄木崎第2処理分区 約 70ha 豊栄早通処理分区 (約 126ha) 約 137ha 豊栄葛塚処理分区 約 362ha 豊栄長浦第1処理分区 約 53ha (豊栄東港処理分区) (約 42ha) — — 豊栄聖籠大夫興野処理分区 約 44ha
	雨 水 (約 1,852ha) 約 1,840ha	松浜第1排水区 (約 19ha) 約 76ha 松浜第2排水区 (約 111ha) 約 54ha 松浜東排水区 約 12ha 西名目所排水区 (約 32ha) 約 55ha 新崎第1排水区 約 5ha 新崎第2排水区 約 42ha 新崎第3排水区 約 34ha 新崎第4排水区 約 23ha 新崎第5排水区 約 20ha

「区域は総括図表示のとおり」

() 内は既決定

名 称	面 積	備 考
新潟市北部公共下水道	雨 水 (約 1,852ha) 約 1,840ha	新 崎 第 6 排 水 区 約 25ha
		太 夫 浜 第 1 排 水 区 約 84ha
		太 夫 浜 第 2 排 水 区 約 58ha
		太 夫 浜 第 3 排 水 区 約 35ha
		太 夫 浜 第 4 排 水 区 約 10ha
		太 夫 浜 第 5 排 水 区 約 5ha
		太 夫 浜 第 6 排 水 区 約 15ha
		太 夫 浜 第 7 排 水 区 約 7ha
		太 夫 浜 第 8 排 水 区 約 3ha
		太 夫 浜 第 9 排 水 区 約 3ha
		太 夫 浜 第 10 排 水 区 約 2ha
		太 夫 浜 第 11 排 水 区 約 3ha
		太 夫 浜 第 12 排 水 区 約 2ha
		太 夫 浜 第 13 排 水 区 約 6ha
		太 夫 浜 第 14 排 水 区 約 1ha
		太 夫 浜 第 15 排 水 区 約 1ha
		太 夫 浜 第 16 排 水 区 約 1ha
		太 夫 浜 第 17 排 水 区 約 2ha
		太 夫 浜 第 18 排 水 区 約 14ha
		太 夫 浜 第 19 排 水 区 約 17ha
		(濁 川 第 1 排 水 区) (約 5ha)
		— —
		濁 川 第 2 排 水 区 (約 40ha) 約 18ha
		濁 川 第 3 排 水 区 約 5ha
		濁 川 第 4 排 水 区 約 10ha
		濁 川 第 5 排 水 区 約 6ha
濁 川 第 6 排 水 区 約 6ha		
濁 川 第 7 排 水 区 約 8ha		
濁 川 第 8 排 水 区 約 5ha		
濁 川 第 9 排 水 区 約 4ha		

「区域は総括図表示のとおり」

() 内は既決定

名 称	面 積	備 考
新潟市北部公共下水道	雨 水 (約 1,852ha) 約 1,840ha	東 港 第 1 排 水 区 約 53ha
		東 港 第 2 排 水 区 約 25ha
		東 港 第 3 排 水 区 約 15ha
		東 港 第 4 排 水 区 約 50ha
		東 港 第 5 排 水 区 約 94ha
		東 港 第 6 排 水 区 約 93ha
		東 港 第 7 排 水 区 約 76ha
		東 港 第 8 排 水 区 約 5ha
		東 港 第 9 排 水 区 約 12ha
		豊 栄 葛 塚 排 水 区 約 54ha
		豊 栄 杉 名 排 水 区 約 43ha
		豊 栄 嘉 山 第 1 排 水 区 約 19ha
		豊 栄 嘉 山 第 2 排 水 区 約 2ha
		豊 栄 嘉 山 第 3 排 水 区 約 3ha
		豊 栄 早 通 排 水 区 約 57ha
		豊 栄 町 浦 川 第 1 排 水 区 約 56ha
		豊 栄 町 浦 川 第 2 排 水 区 約 48ha
		豊 栄 兄 弟 堀 排 水 区 約 6ha
		豊 栄 小 八 郎 川 第 1 排 水 区 約 20ha
		豊 栄 小 八 郎 川 第 2 排 水 区 約 11ha
		豊 栄 下 須 戸 第 1 排 水 区 約 27ha
		豊 栄 下 須 戸 第 2 排 水 区 約 10ha
		豊 栄 南 川 岸 排 水 区 約 2ha
		豊 栄 川 西 第 1 排 水 区 約 12ha
		豊 栄 川 西 第 2 排 水 区 約 8ha
		豊 栄 川 西 第 3 排 水 区 約 3ha
		豊 栄 川 西 第 4 排 水 区 約 22ha
		豊 栄 下 大 口 排 水 区 約 23ha
豊 栄 柳 原 第 1 排 水 区 約 19ha		
豊 栄 柳 原 第 2 排 水 区 約 10ha		

「区域は総括図表示のとおり」

() 内は既決定

名 称	面 積	備 考
新潟市北部公共下水道	雨 水 (約 1,852ha) 約 1,840ha	豊栄柳原第 3 排水区 約 7ha
		豊栄駅北部排水区 約 20ha
		豊栄尾山ニュータウン排水区 約 36ha
		豊栄尾山排水区 約 34ha
		豊栄北部工業団地排水区 約 25ha
		豊栄競馬場排水区 約 41ha
		豊栄東港排水区 (約 42ha) 約 34ha
		豊栄西埠頭排水区 約 44ha
		豊栄樋ノ内排水区 約 3ha
		豊栄インター南第 1 排水区 約 25ha
		豊栄インター南第 2 排水区 約 2ha
		豊栄インター南第 3 排水区 約 7ha
		豊栄インター南第 4 排水区 約 7ha

「区域は総括図表示のとおり」

() 内は既決定

3. 下水管渠

(イ) 汚水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
(松浜污水1号幹線) —	(新潟市北区西名目所) —	(新潟市北区松浜本町4丁目) —	(新井郷川9号幹線に接続) —
(太夫浜污水1号幹線) —	(新潟市北区名目所2丁目) —	(新潟市北区松浜東町2丁目) —	(新井郷川9号幹線に接続) —
(新崎污水1号幹線) —	(新潟市北区新崎字築上山) —	(新潟市北区新崎3丁目) —	(新井郷川3号幹線に接続) —
(東港污水1号幹線) —	(新潟市北区白勢町字焼谷内) —	(新潟市北区太郎代字上浜山) —	(新井郷川8号幹線に接続) —

「区域は計画図表示のとおり」

() 内は既決定

(ロ) 雨水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
松浜ポンプ場放流渠	新潟市北区松浜 7丁目	新潟市北区松浜 7丁目	阿賀野川へ放流
松浜雨水ポンプ場放流渠	新潟市北区松浜 みなと	新潟市北区松浜 みなと	阿賀野川へ放流
新崎雨水調整池放流渠	新潟市北区 すみれ野2丁目	新潟市北区 すみれ野2丁目	新井郷川分水路 へ放流

「区域は計画図表示のとおり」

() 内は既決定

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
松浜中継ポンプ場	新潟市北区松浜3丁目	約220 m ²
新崎中継ポンプ場	新潟市北区新崎字築上山	約240 m ²
松浜ポンプ場	新潟市北区松浜7丁目	約840 m ²
松浜雨水ポンプ場	新潟市北区松浜みなと	約4,300 m ²
西名目所ポンプ場	新潟市北区西名目所	約4,000 m ²
早通ポンプ場	新潟市北区彩野1丁目	約830 m ²
葛塚雨水ポンプ場	新潟市北区下土地亀字樋ノ内	約2,700 m ²
新崎雨水調整池	新潟市北区すみれ野2丁目	約6,700 m ²
早通雨水調整池	新潟市北区早通北3丁目	約840 m ²
葛塚雨水調整池	新潟市北区葛塚字上大口	約750 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

() 内は既決定

都市計画の案の理由書

1. 新潟市の将来像における位置付け

本市は、「新潟市第四次総合計画（平成7年度策定）」のもとに、計画的かつ効率的なまちづくりを推進してきたところである。なお、平成17年に13市町村と合併し、新「新潟市」が誕生し、さらに平成19年4月に政令市に移行されたことを受け、「新・新潟市総合計画」が策定されたところである。また、「新・新潟市総合計画」の策定後、本市の今後の都市づくりのあり方を示すものとして「新潟市都市計画基本方針（新潟市都市計画マスタープラン）」が平成20年7月に策定されている。

本計画は、上記「新・新潟市総合計画」及び「新潟市都市計画基本方針」のなかで次のように位置付けられている。

新・新潟市総合計画（※下水道に関連する部分を抜粋）

【基本構想】

3. 都市像

IV 安心と共に育つ、くらし快適都市

社会がめまぐるしく変化し、日々の暮らしにさまざまな課題が生まれる中、安心・安全でゆとりのある生活の実現は、最も基本的な課題であることから、市民・地域・行政のバランスのとれた役割分担の中で、質の高い暮らしづくりを目指します。

● 快適なくらしづくり

地域の特性に合ったみどり豊かでうるおいのある居住環境の整備を進めます。また、公共交通の充実や道路の整備を進めるなど、快適で安全な生活基盤づくりに努めます。

【基本計画】

3. 施策別プラン

IV 安心と共に育つ、くらし快適都市

1 毎日の安全なくらしを守る

(4) 防災対策の強化

⑤ 浸水対策の推進

雨水排除能力を強化するため、雨水管渠やポンプ場などの下水道整備を推進するとともに、雨水流出抑制として、学校のグラウンドなどへの雨水貯留浸透施設の整備や各家庭などでの雨水浸透ます・貯留タンクなどの設置を進めます。

10 快適で安全な生活基盤づくり

(3) 上下水道の充実

⑤ 下水道処理開始区域の拡大

誰もが快適で衛生的に暮らせるよう下水道施設の整備を効率的に進め、処理開始区域の拡大に努めます。

⑥ 下水道への接続推進

下水道が整備され、各家庭が下水道管に直接トイレや台所などの排水を流すことが可能となった地域では、下水道と家庭の排水設備との接続（＝水洗化）によって生活環境の向上が図られることから、説明会の開催や普及啓発活動を積極的に行います。

【全体構想】

第4章 都市・地域づくりの方針

2. 政令市新潟の都市づくりの方針（全市レベルの基本方針）

方針1：自然・田園と共生する都市新潟

方針1-1 豊かな自然環境の保全管理と活用

（目標2）環境に配慮した都市づくりを実践する。

- 汚水処理施設の整備に取り組みます。

下水道などの汚水処理施設の整備により、水質保全に努めます。

⇒取り組み2-2 水環境の改善

【都市づくりの取り組み例】

- ・ 下水道整備事業

3. 暮らしの質を高める身近な地域づくりの方針（生活圏レベルの基本方針）

方針5：安心して暮らせる都市新潟

方針5-1 自然災害に強い都市づくり

（目標18）水害に強い都市空間の整備を推進する

- 水害から市民の安全を守る対策を進めます。

浸水対策として、下水道施設の雨水排除能力の強化を推進し、河川や農業用施設との連携強化を図ります。また、民間宅地内においては雨水浸透施設の設備を支援し、学校のグラウンドなどの公共施設では、雨水貯留施設の整備を進め、雨水流出の抑制に努めます。

⇒取り組み18-2 浸水対策の推進

【都市づくりの取り組み例】

- ・ 下水道排水施設（雨水管きよ・ポンプ場）の能力強化
- ・ 公共施設における雨水貯留浸透施設の設置
- ・ 下水道排水施設と農業用排水施設との連携強化
- ・ 雨水浸透ます・貯留タンクの助成制度
- ・ 宅地開発時における雨水流出抑制施設の積極的な設置指導
- ・ 防水板の助成制度

方針8：快適な住まいで暮らせる

方針8-2 暮らしやすい居住環境につくりかえる

（目標30）生活基盤の整った居住環境をつくる

- 生活関連施設の整備と改善を進めます。

誰もが安全に通行できるよう、生活道路の改良や舗装を進めるとともに、住民の協力を得ながら、狭あい道路や行き止まり道路の改善を図ります。特に通学路では、子ども達が安全に通行できるよう交通安全対策や防犯対策を講じます。また、小公園の整備など、地区に緑やオープンスペースを確保する取り組みを進めます。

⇒取り組み30-1 生活関連施設の整備と改善

【都市づくりの取り組み例】

- ・ 生活道路の改良・整備（道路断面や舗装の改良）
- ・ 地区計画制度の活用（地域住民の協力による地区施設整備）
- ・ 狭隘道路の拡幅整備、行き止まりの解消（緊急車両の通行障害の排除）
- ・ 小公園の整備（住宅地内のオープンスペースの確保）
- ・ 下水道事業（生活環境の整備）

2. 都市計画の必要性

機能的で快適な市街地を形成するには、都市計画に基づいた土地利用計画を推進し、将来の発展に備え、都市施設の整備及び計画を進める必要がある。このようなことから、下水道を都市施設に位置付け都市計画事業としての整備・維持管理を行い、地域住民の生活環境の向上と自然環境の保全のために下水道を都市計画に位置付ける必要がある。

3. 位置、区域の妥当性

下水道の都市計画決定を定める目的は、排水区域及び下水管渠並びにその他の施設等、全体計画で定められた下水道計画を都市計画との整合を図りながら位置付け、地域住民に対して明確にすることにある。住民ニーズや上位計画と整合を図りながら、概ね 20 年後の都市施設の整備水準を検討し、位置及び区域を以下のとおりとする。

3-1. 新潟市北部公共下水道

1) 位置

下水道施設は、「3. 下水管渠」及び「4. その他の施設」に位置付けられている。

都市施設の位置は、管渠集水における平面計画及び縦断計画を詳細に検討し、現在の位置に決定された。

2) 区域

都市計画決定区域は、「2. 排水区域」に位置付けられている。

都市計画決定の区域は、都市計画との整合を図り現在の区域に決定された。

4. 新潟都市計画下水道の変更（新潟市北部公共下水道）

今回の変更は、汚水計画・雨水計画の排水区域にかかるもので、詳細は以下のとおりである。

4-1. 汚水計画の排水区域の追加と変更と廃止

① 新潟南浜処理分区

（排水区域の追加）

- ・ H23.3 の新潟都市計画区域区分の変更により市街化区域編入したことから排水区域（52ha）を追加します。

（排水区域の廃止）

- ・ 地域に適した汚水処理手法を選択する中で、経済的かつ効率的な整備の観点から下水道が不利もしくは、将来的にも開発の見込みが無いことから排水区域（4ha）を廃止します。

② 新潟東港処理分区と豊栄東港処理分区

（排水区域の変更）

- ・ 合併前の旧新潟市と旧豊栄市との行政区域により排水区域が分かれていた豊栄東港処理分区（34ha）を新潟東港処理分区へ統合します。

（排水区域の廃止）

- ・ 福島潟放水路の拡幅整備に伴い、下水道計画が不要となったことから豊栄東港処理分区の排水区域（8ha）を廃止します。

③ 新潟新崎処理分区

（排水区域の廃止）

- ・ 地域に適した汚水処理手法を選択する中で、経済的かつ効率的な整備の観点から下水道が不利となったことから排水区域（27ha）を廃止します。

④ 新潟新崎処理分区と豊栄早通処理分区

（排水区域の変更）

- ・ 旧新潟市と旧豊栄市との行政区域により排水区域が分かれていた、新潟新崎処理分区の排水区域の一部（11ha）を、経済的かつ効率的な整備を行うために豊栄早通処理分区へ排水区域を変更します。

⑤ 松浜処理分区

（排水区域の追加）

- ・ H23.3 の新潟都市計画区域区分の変更により市街化区域編入したことから排水区域（23ha）を追加します。

⑥ 幹線管渠

(都市計画の位置付けの廃止)

- ・平成9年度より下水排水面積が1,000ha以上の管渠が都市計画決定の対象(平成8年度までは、100ha以上)となったことにより4幹線管渠(松浜污水1号幹線、太夫浜污水1号幹線、東港污水1号幹線、新崎污水1号幹線)を都市計画に位置づけしないこととします。

4-2. 雨水計画の排水区域の廃止と追加

① 北区太郎代(豊栄東港排水区)

(排水区域の廃止)

- ・福島潟放水路の拡幅整備に伴い、下水道計画が不要となったことから排水区域(8ha)を廃止します。

② 北区濁川(濁川第1排水区・濁川第2排水区)

(排水区域の廃止)

- ・污水計画の排水区域の廃止に合わせ、雨水計画の排水区域(27ha)も廃止します。

③ 北区西名目所(西名目所排水区)

(排水区域の追加)

- ・H23.3の新潟都市計画区域区分の変更により市街化区域編入したことから排水区域(23ha)を追加します。

④ 北区松浜地区

(排水区域の変更)

- ・経済的かつ効率的な整備を行うために、雨水計画を見直し、既計画の松浜第1排水区と松浜第2排水区の排水区域の区割りを変更します。